

徳島県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第一項の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、徳島県県土整備部道路整備課において、令和五年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

133	整理 番号	路線名	終 起 点 点	重要な経過地	道路法第七条 第一項該当号	備 考
		阿南美波				
		阿南市福井町 海部郡美波町				